

特記仕様書

第1条（総則）

1. 本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」によるものとする。

第2条（現場責任者）

1. 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、現場責任者を定め、この契約を締結した日の翌日から起算して14日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各項に掲げる日を除く。）（14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面「現場責任者届」（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。
 - (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）
＜直接的な雇用関係＞
現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第3条（業務中の安全確保）

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（令和4年国官技第271号）、建設機械施工安全技术指針（平成17年国官技第333号、国総施第190号）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
4. 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
5. 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付

きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りではない。

6. 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立入禁止の表示板等を設けなければならない。
7. 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
8. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。
10. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。
11. 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
12. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、工事着手前に監督員へ報告しなければならない。

第4条（法定外の労災保険の付保）

1. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第5条（後片付け）

1. 受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。

第6条（事故報告書）

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

ない。

第7条（諸法令の遵守）

1. 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

第8条（交通誘導警備員等）

1. 本業務においては、交通整理の必要日数として、2日を見込んでいる。
配置人員として、交通誘導警備員B（昼間勤務）（交代要員無し）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。
2. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月毎に監督員に1部提出するものとする。

第9条（地域住民等への対応）

1. 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。
また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第10条（業務時期及び業務時間の変更）

1. 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第11条（廃棄物の処理及び処分）

1. 受注者は、廃棄物の処理及び処分（コンクリート殻等）にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。
2. 発生した土砂においては正木ダム原石山に運び込むこととする。

第12条（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試

行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

第 13 条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で行う施工前・施工状況・施工後を対比させて添付するものとする。
2. 完了時は、監督員の確認を受けること。
3. 委託の検査について、受注者は業務を完了したときは、業務完了報告書に次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。
 - (1) 工程表
 - (2) 出来高数量表
 - (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
 - (4) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
 - (5) 打合せ簿
 - (6) 記録写真
 - (7) 安全訓練等の記録
 - (8) その他監督員が必要と認めた書類

第 14 条（資材価格高騰に対する特例措置）

1. 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
2. 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第 15 条（その他）

1. 本仕様書に定めのない項目については、監督員と受注者が協議して定めるものとする。